



認定特定非営利活動法人
いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

ニュースレター 第22号

平成30年9月20日発行

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール network-i@ams.odn.ne.jp

ホームページ <http://network-i.jp/>



会員の皆様には酷暑を乗り越え、爽やかな秋を迎えられたことと存じます。

今年度のあいの研修会、講演会は「発達障害」をテーマに企画し、5月に杉山登志郎先生の講演会、9月に金丸隆太先生の研修を行いました。今後の予定は、10月6日に金丸隆太先生の「発達障害への支援（大人編）」、11月4日に宮本信也先生の「発達障害の理解と支援 ～虐待との関連性を含めて～」を予定しています。

チラシを同封いたしますので、会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

事業報告

今年度2018年4月～9月までの事業について報告いたします。

- 4月11日 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン贈呈式参加
- 4月20日 2018年度第1回運営委員会&理事会実施
- 5月9日 ヨガ教室 パルシステム共催
- 5月11日 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン参加
- 5月12日 第11回定期総会開催
「発達障害への新たな支援」講演会 杉山登志郎氏
- 5月18日 2018年度第2回運営委員会&理事会実施
- 5月22日 「子どもへの関わり方」ユアアイ保育園保育者向け研修 関貴教氏
- 6月11日 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン参加
- 6月26日 茨城県要保護児童対策地域協議会 代表者会議
- 6月28日 2018年度第3回運営委員会&理事会実施
- 7月4日 「そだれん」講座 水戸ファミサポ向け研修 横山明美氏
- 7月11日 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン参加
- 7月22日 2018年度第4回運営委員会&理事会実施
- 7月23日 水戸市要保護児童対策地域協議会 代表者会議
- 9月7日 「発達障害への支援（子ども編）」研修会 茨城大学 金丸隆太氏
- 9月12日 2018年度第4回運営委員会&理事会実施
- 毎月3回 オレンジサロン 水戸、つくば市内開催
- 毎月1回 えだまめキッズサロン 水戸市内開催

児童の権利に関する条約について

弁護士 坂本博之

子どもの権利に関して、重要な定めをした法令の一つに、「児童の権利に関する条約」という条約があります。この条約は、1989年11月20日に国連総会で採択され、1990年9月2日に発効しました。日本は、1990年9月21日に署名し、1994年4月22日に批准し、同年5月22日から国内での効力が発生しました。

この条約で「児童」とは18歳未満の者を言います(1条)。

この条約では、様々な子どもの権利が定められています。まず、この条約の批准国は、子の最善の利益のために行動しなければならないと定められています(3条)。また、この条約では、児童には、出生の時から氏名及び国籍を有する権利、自分の親を知る権利、父母から養育される権利(7条)、父母の意思に反して父母からの分離をされない権利(9条1項本文)、自分の意見を表す権利、聞いてもらう権利(12条)等が定められています。

一方、この条約では、父母が児童の養育及び発達について責任を負い、その際に児童の最善の利益を図ることが基本的な関心事項となると定めています(18条1項)。

ところで、この条約では、上記のとおり、子どもが父母の意思に反して父母から分離されない権利を有すると規定されていますが、「権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある」という規定も設けられています(9条1項但書)。

そして、児童虐待に関していえば、19条に「虐待からの保護」という規定が設けられており、「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」(19条1項)、「1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする」(19条2項)と定められています。

国が立法、行政、教育等の場において、児童虐待に対して適切な措置を取らなければならないということが、国際条約上の義務となっているのです。

子育て支援プログラム “BPプログラム (ベビープログラム)”

茨城県では取手市に続き、2018年度からは東海村で子育て支援プログラム“BPプログラム (ベビープログラム)”が行われています。

このプログラムは、精神科医で大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授、原田正文氏を代表とするNPO法人こころの子育てインターねっと関西 (KKI) が開発しました。

BPプログラムは、初めて子育てをする親たちが子育てをする人生を選んで良かったと思えるように、親子の人生を支援するプログラムです。

プログラムの目的と役割は

☆助け合える子育て仲間を作る

一人で頑張る孤立しないように子育てをするお母さん同士で助け合っていく仲間と出会う場となります。

☆子育てに必要な知識を学ぶ

子供の心身の発達の仕方や接し方を学び、完璧を求めず「思春期から花ひらく子育て」を目指し、学習します。

☆0歳時期の“親子の絆づくり”

0歳の時期に親子の絆を深めることはとても重要で、この時期に愛され守られているという「親子の絆」を感じながら育つことで赤ちゃんの心には“心の安定根”が生まれます。これは思春期を乗り越え、社会で自立していくための力となり、この“心の安定根”は親が子どもに与えられる「一生の宝物」です。

今、日本社会の急激な変化の中で、一度も赤ちゃんと接した経験のない人が多く親となっている時代です。

初めての赤ちゃんに大きな喜びを感じる半面、不安や心配で大きなストレスを感じる人はとても多いのではないかと思います。

BPプログラムは、そういった親の不安やストレスを軽減し、初めての子育てを支援しているプログラムです。

たくさんの方がファシリテーターやその他の立場でこの支援に加わってけると良いですね。



東海村では参加者から以下のような感想が聞かれているそうです。

- ・子育てで悩んでいるのは自分だけじゃなかった。みんな同じなんだとわかって安心した。
- ・他の赤ちゃんを見て、自分の子と同じことが分かり、心配が消えた
- ・今まで家に赤ちゃんと2人きりだったけど、話せる仲間ができて良かった。

「社会的養育を必要とする子どもたちのために」
～子どもに寄り添った養育の平等と公平を考える～

ファミリーホームひまわり 京川 誠

昨年の夏、国から新しい養育ビジョンが出され、県内外の研修会や勉強会でも毎回このことが話題に上がります。様々な理由で実親と暮らすことのできない子どもの大半を、一般家庭に近い里親家庭に委託しようという流れは、現代の社会情勢から見ても自然な流れのように思われます。しかし、今の時点においてはあくまでも理想論であって、現実から遠くかけ離れた夢物語のようにさえ感じます。

そう感じる理由として、保護される子どもの多くが被虐待児童で心に大きな傷を負っていて、そのような関わり方のむずかしい子どもを受託できる里親の数が圧倒的に足りないことと、それらの里親子が孤立しないように支援する体制作りが、まだまだ不十分だということです。

とはいえ、いつまでも夢物語にしておくこともできません。まずは受け皿である里親を増やすための養育里親研修を軸に、年10回ほどの里親応援セミナーや、自立支援を目的とした委託中・委託後の就労・進学相談を行うアフターケア事業、また研修が終わって登録しても子どもが委託されない未委託里親のためのトレーニング事業など、県内でも里親子を支援する体制作りが、県青少年家庭課を中心に児童福祉施設や里親支援機関により行われ始めました。

昨年度は積極的に里親委託が進み里親委託率も上がりましたが、里親と子どもとの関係がうまくいかず不調になるケースも多かったと聞きます。相性の問題や関わり方のむずかしい子どもへの対応ができなかったなど、不調の原因は様々あるようです。わが家でも新米里親の頃、委託された高校生に振り回されて対応に苦慮し、措置解除になった経験があります。あれから20年が経ち、今ならもう少し余裕を持って子どもの話を聞き、あの頃よりも丁寧に接することができるかなと思っています。

先日ネットワークあいの研修で、茨城大学大学院の金丸隆太先生（臨床心理学）の「子どもの発達障害への対応」の講演を拝聴しました。その中のインクルーシブ教育の話で、「平等・公平・公正」についての説明があり、高校生と小学生と幼児が同じ大きさの箱の上で野球を観戦しているイラストがありました。子どもたちの前には塀があり、箱に上ると小学生は見ることはできますが、幼児は箱に上っても塀が高くて野球を観戦することができません。箱を1個ずつ3人に「平等」に置いても、観戦できる人と観戦できない人がいます。しかし、高校生は箱がなくても観ることができるので、小学生に1個、幼児に2個与えると、3人が「公平」に観戦することができます。また塀ではなくフェンスだったら、箱がなくても3人が「公正」に観戦することができます。

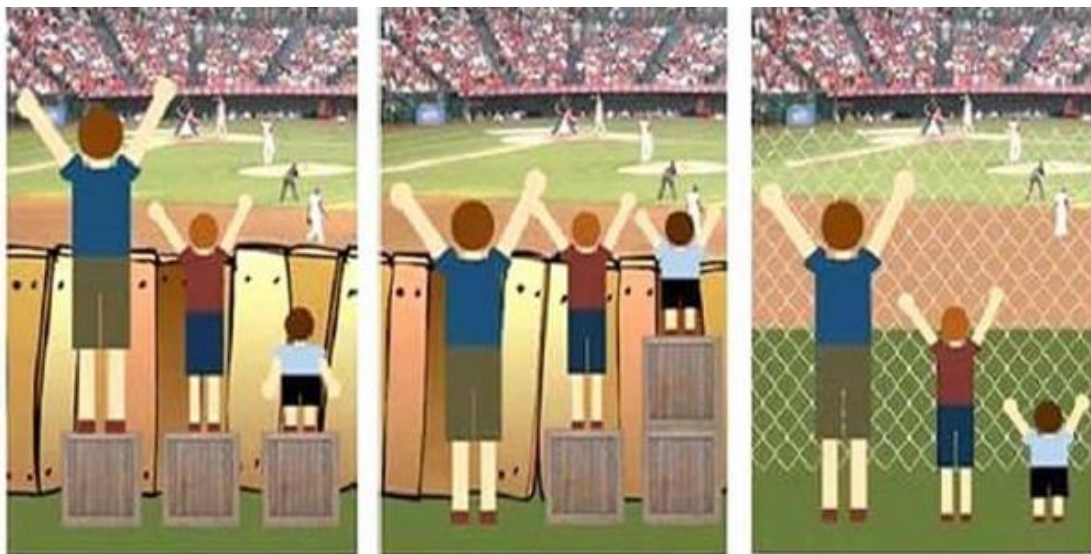
このことは、里親として複数の子どもをあずかる場合にも言えることで、後から里親家庭に委託される子どもの大半は、平等に養育されることに不満を持ちます。以前から生活して

いる子どもはすでに家族の一員としてその家庭に馴染んでいます。後から来た子どもは平等に対応されることで、いつまで経ってもその差が縮まらないからです。実子がいる養育里親家庭で、里親が分け隔てなく接しているつもりでも、里子は実子との愛情の差を敏感に感じ取ります。特に実親や家庭、学校、社会に対して不平や不満を持つ子どもや、思春期の高齢児はすぐに不満が溜まり、「平等＝不公平」と捉えて、ちょっとしたことでキレて里親家庭内を険悪なムードにしてしまいます。

わが家もファミリーホームとして、現在小学1年生から高校3年生まで、個性の強い5人の子どもを養育していますが、「平等」の扱いについてはいつも考えさせられます。これについては、高校生は最寄りの駅までの送迎の際、または他の子どもがいない時に積極的に声をかけて、友だちや学校のこと、将来の希望などを聞いたり、個別に食事に誘ったりしてお互いの距離を縮める努力をしています。

親の愛情については人一倍敏感な子どもたちです。言葉にはしませんが、常に自分を一番に見てもらいたいという欲求があります。そのような子どもたちのために、みんながいる所では同じように平等に接しますが、個別対応できる時は極力「公平」になるよう心がけています。日常の中で「公平」にするためには、時として「不平等」になることを実感しながら、子どもたちとの日々を過ごしています。

様々な理由で実親と暮らすことのできない子どもたちにとって、里親家庭や児童福祉施設が安全で安心できる自分の居場所であると同時に、社会的養育を必要としている子どもたちが卑下することなく堂々と生きていける社会を、私たち大人が作っていかなければならないと痛切に思います。



平等 → 公平 → 公正

会員の皆様へのお願い

☆ 事務局員募集 ☆

事務局の運営、事務処理スタッフを1名募集します。

勤務時間 9時～15時 週3回程度

時給 800円

※Word、Excelの基本操作、メールの送受信できる方

詳細は、事務局（029-309-7690）までお問い合わせください。

☆ ボランティアスタッフ募集 ☆

NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動を継続するために、ボランティアスタッフを募集します。

- ・ 託児ボランティア
- ・ オレンジライン（電話相談）スタッフ
- ・ オレンジサロン（ファシリテーター）スタッフ
- ・ 運営委員会メンバー

特に資格は問いません。ボランティアは、月1回～でも可能です。

ご興味ある方は、ぜひ事務局（029-309-7690）までお問い合わせください。

*** 会費納入について ***

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度（2018年度）会費を納入いただけますようお願いいたします。

（郵便払込取扱票 口座）

口座番号 00130-3-600272

口座名 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい



NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの Facebook で活動報告や研修会などの案内をお知らせしております。会員の皆様の友達申請お待ちしております。